

## シルバー人材センター総合保険について

シルバー人材センターと就業会員の間には雇用関係はありません。また、発注者と就業会員の間には指揮命令もありませんので、労働者とはみなされず、労働者災害補償保険法の適用は受けません。しかし、会員が安心して就業することができるよう、「シルバー保険」という傷害保険制度があり、就業中及び途上に発生した事故に対して備えています。

センターでは、下記の保険に加入しています。

**団体傷害保険** (会員一人当たり年間 約 2,800 円の掛け金を負担しています。)

シルバー保険から保険金が支払われるのは、被保険者である会員が次の(1)から(4)に掲げる急激的かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合です。

- (1) 会員がセンターから提供された仕事に従事している間(ただし、会員が自宅で仕事に従事している場合には、事故について第三者の証明を得ることができないので、除外されます。)
- (2) センターが会員の知識、技術の向上を目的として実施する技術講習会に出席している間。
- (3) センターの定期又は、臨時総会に出席している間(理事会等役員会は対象となりません。)
- (4) (1)から(3)までの場所と会員の住居との間の通常の経路を往復している間。

### 1. 保険の種類及び給付対象

900万円給付額(最大補償額)が700万円に変更

保険金の種類	保険金	保険給付対象
(1) 死亡保険金	700万円	事故日より 180 日以内で、そのケガが原因で死亡した場合
(2) 入院保険金 (1日当たり)	4,500円	事故日より 180 日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合。ただし、180 日を限度とします。
(3) 通院保険金 (1日当たり)	3,000円	事故日より 180 日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合。ただし、90 日を限度とします。

(注)原則、接骨院等は、保険の対象とならない場合があります。

### 2. 保険金を支払えない主な場合

例えば、次のような原因により生じたケガに対しては保険金を支払うことが出来ません。

- 無免許運転中または酒酔運転中の事故
- 被保険者の脳疾患、疾病または心身喪失
- 地震・噴火・津波

次のようなケガに対しては、保険金を支払うことは出来ません。

- 自覚症状しかないムチ打症や頸椎捻挫などの頸部症候群
- 自覚症状しかない腰痛

万一事故が起き、ケガ等をした場合には、すみやかにセンターまで連絡してください。  
(社)常滑市シルバー人材センター 電話 89-7722 FAX 89-7706